

介護・福祉施設のBCP

法的な基準を最低限満たすことでシンプルなBCP
を策定しましょう

つまりシンプルひな形の活用でとりあえず始める

BCP(Business Continuity Plan)とは
業務(事業)継続計画

大地震等の**自然災害**、**感染症**のまん延、テロ等の
事件、原子力発電所等の大事故、サプライチェーン
(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など
不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、
または中断しても可能な限り短時間で復旧させる
ための方針。体制、手順等を示したものの。

(厚労省ガイドラインより)

令和6年4月1日より義務化

ケアマネ運営基準 第十九条の二

指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「**業務継続計画**」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について**周知**するとともに、必要な**研修及び訓練**を**定期的に実施**しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の**見直し**を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

P2

最大の落とし穴？

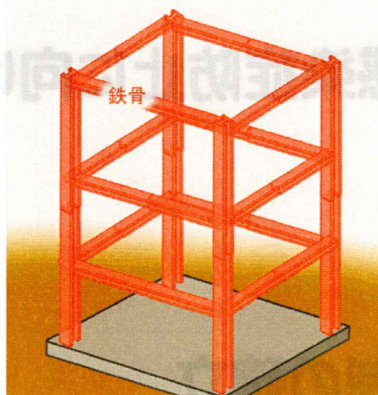


てんこ盛りバイキング

「欲張りすぎでは、結局実行できない」

P3

骨組みから始めよう



肉付けはいったん完成させてからで十分!

P4

居宅運営基準解釈通知より

(第2指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、3運営に関する基準、(14)業務継続計画の策定)

業務継続計画には、**以下の項目等を記載すること。**

なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を**参照**されたい。

また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。

なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

P5

使用可能な文言

イ 感染症に係る業務継続計画

a 平時からの備え

(体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、
備蓄品の確保等)

b 初動対応



c 感染拡大防止体制の確立

(保健所との連携、濃厚接触者への対応、
関係者との情報提供等)

P6

ロ 災害に係る業務継続計画

a 平常時の対応

(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)

b 緊急時の対応

(業務継続計画発動基準、対応体制等)

c 他施設及び地域との連携



P7

研 修

③研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時も対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、**定期的(年1回以上)な教育を開催**するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが**望ましい**。また、研修の実施内容についても記録すること。

なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。_{p8}

訓 練

④訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を**定期的(年1回以上)**に実施するものとする。

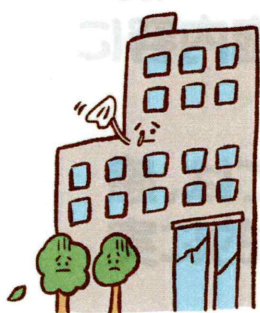
なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、**机上を含めてその実施手法は問わないもの**の、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。_{p9}

最大の問題意識

運営基準減算

※令和5年8月時点では未定



P10

ケアマネ運営基準第4条2項

「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は**複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等**につき説明を行い、理解を得なければならない」

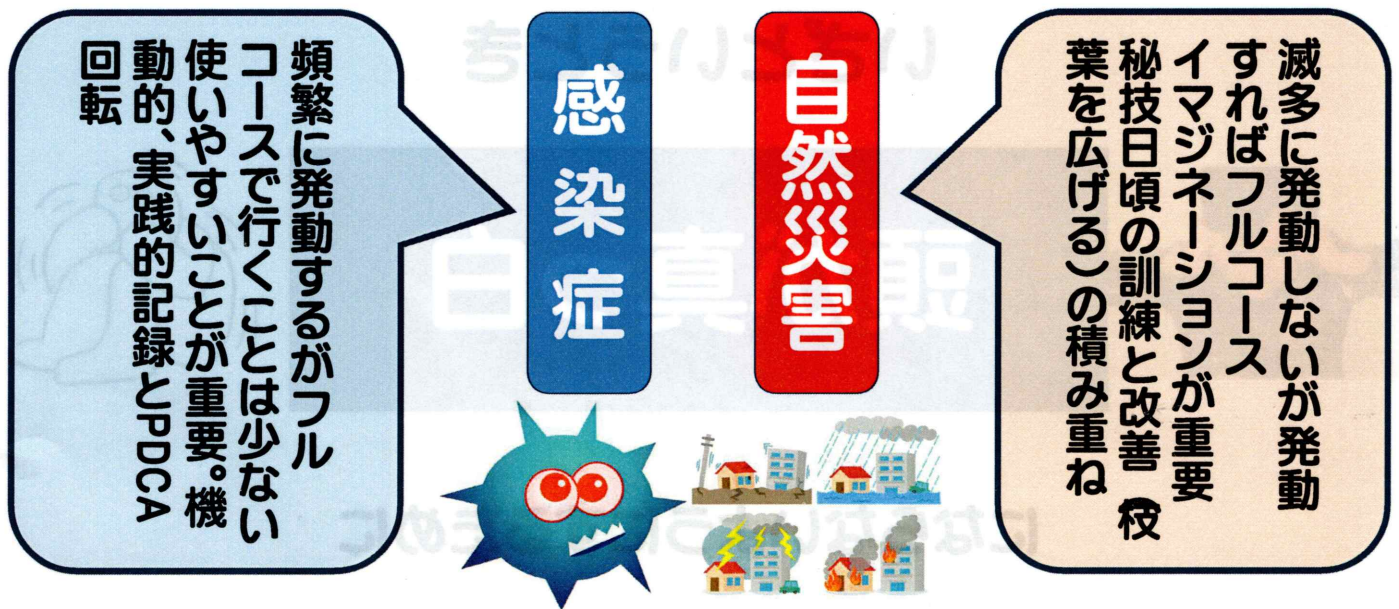


平成30年改正

この一文がないために、5000万円の返還を命じられた居宅

P11

感染は既製服、災害はオーダーメイド



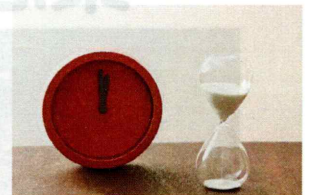
P12

・感染は「時間との戦い」

1秒でも早く感状況を把握、共有し拡大を防ぐ。
→どのような場合に何をすべきかをはっきり定めること。

・災害は 想像力と積み重ね

いきなり完璧にはできないので、テーマを細分化し一つずつ着手する。欲張らない。
→木の幹(法令所定の要件)から始め、項目ごとに枝葉を広げていくこと。



P13

BCPをつくる本当の目的？

いざというとき



頭が真っ白



にならないようにするために

P14

BCP策定のコツ

緊急時から逆算してつくる



困ったときにはじめて、
平時に備えるべきことが見えてくる！

P15

居宅運営基準解釈通知より

(第3居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 人員に関する基準)
(23)業務継続計画の策定等

基準第33条の2は、指定居宅介護事業者は、感染症や災害が発生した場合に、居宅介護の提供を受けられる **記入する順番は書いていない** に実施するための、及び非

ための計画(以下「**業務継続計画**」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な**研修及び訓練**(シミュレーション)を**実施しなければならない**こととしたものである。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の2に基づき指定居宅介護事業者に実施が求められるものであるが、**他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。**

P16

よいBCPとは？

- ・法令の求める要件を見たいしていること
- ・シンプルであること
- ・一読して流れがイメージできること
- ・ひとつにまとまっていること
- ・場合分けが現実的に即してなされていること



P17

居宅運営基準解釈通知より

(第2指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、3運営に関する基準、(14)業務継続計画の策定)

業務継続計画には、**以下の項目等を記載すること。**

なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を**参照**されたい。

また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。

なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

P18

訪問介護BCP・災害編(水害・高潮・土砂崩れ)

株式会社〇〇

ヘルパーステーション〇〇

目次

1 目的

2 基本方針

3 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

(2) 対応体制

ア 組織

イ 施設本部の設置場所

ウ 組織内の情報共有方法

(3) 初動



P19

(3)初動

BCPの発動直後から、各職員が以下を並行して行う。

ア 事業所に居る職員

- ・自分自身、および関係者の安全確保・確認
- ・自身の身の安全の確保

洪水が収まるまで安全な場所で待機 ヘルメット等の確保

- ・避難経路の確認と確保
- ・避難計画に沿って行動し避難する。ガレキ片等で受傷しないよう注意。

以後は、可能な限りウ所定の行動を行う。ただし自身の家族等について必要な場合は、その安否確認等を優先する。

イー1 事業所に居ない職員(サービス中)

- ・自分自身、およびご利用者の安全確保・確認
- ・各自、本部に自身とご利用者の安否の状況報告をする。
- ・動ける者はご利用者の安全を確保した後、近隣住民の人命救助または事業所へ参集。



P20

残念なBCPの例



- ・ボリュームが多い
- ・目的、定義、組織図、各種連絡先、備品リスト、ハザードマップをまとめて終わり
- ・いつ、誰が何をすればいいかがイメージできない
- ・様式が複数あり、あちこち飛ばなければならない

P21